

秋学期第2問

(1)甲は、金員に窮し、支払督促制度を悪用して叔父 V の財産を不正に差し押さえ、強制執行することなどにより金員を得ようと考え、甲が V に対して 6000 万円を超える立替金債権を有する旨内容虚偽の支払督促を申し立てた上、裁判所から債務者とされた V へてに発送される支払督促正本および仮執行宣言付支払督促正本について、共犯者乙が V を装って郵便配達員から受け取ることで適式に送達されたように外形を整え、V に督促異議申し立ての機会を与えることなく支払督促の効力を確定させようと企てた。

(2)そこで、乙において、2 回にわたり、あらかじめ甲から連絡を受けた日時頃に V 方付近で待ち受け、支払督促正本等の送達に赴いた郵便配達員に対して、自ら V の氏名を名乗り出て受送達者本人であるように装い、郵便配達員の求めに応じて郵便送達報告書の受領者の押印または署名欄に V の氏名を記載して郵便配達員に提出し、乙を受送達者本人であると誤信した郵便配達員から支払督促正本等を受け取った。なお、甲は、当初から V へての支払督促正本等を何らかの用途に利用するつもりはなく速やかに廃棄する意図であり、現に、乙から当日中に受け取った支払督促正本はすぐに廃棄している。

(3)しかし、その後 V に事情がばれてあせった甲は、フランスへの不法入国を企図し、丙と共謀の上、航空会社係員を欺いて、A 空港発パリ行きの搭乗券を交付させようと企てた。

(4)丙は、空港旅客ターミナルビル内のエール・フランス（航空会社）のチェックインカウンターで、その業務委託を受けている会社の係員 B に対し、真実は、トランジット・エリア内で待機している甲に、パリ行きエール・フランス 42 便の搭乗券を渡すことで、搭乗者として登録された丙に成り済ました甲を航空機内に搭乗させる意図であるのに、その情を秘して、あたかも自身が搭乗するかのように装い、丙に対する航空券および日本航空券を呈示して B をその旨誤信させ、同便の搭乗券 1 枚の交付を受けた。もっとも、搭乗口係員に見破られて密航は失敗した。

甲及び乙、丙の罪責について論ぜよ。

参考判例：最決平成 16 年 11 月 30 日刑集 58 卷 8 号 1005 頁

最決平成 22 年 7 月 29 日刑集 64 卷 5 号 829 頁